

令和2年度第2回
札幌市景観審議会

会 議 録

日 時：2020年11月17日（火）午前9時30分開会
場 所：カナモトホール 第1・第2会議室

■ 目次 ■

1. 開 会	1
2. 議 事	1
議事事項（1）	1
議事事項（2）（非公開）	19
3. 閉 会	19

1. 開 会

○事務局（地域計画課長） 本日は、お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、委員14名中11名の方がおそろいでございます。札幌市景観条例施行規則第25条第3項の規定により、審議会の成立の定足数を満たしておりますので、ただいまから、令和2年度第2回札幌市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課長の上田でございます。

議事事項に入るまでの進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

本日も、前回同様、新型コロナウイルス感染症対策としまして、審議中に窓を開けて換気を行います。また、できるだけ各座席を離すようにしておりますので、このような配置にさせていただきます。

連絡事項ですが、岡本委員、山本委員、吉田委員につきましては、欠席する旨のご連絡が入っております。

次に、お手元の資料を確認させていただきます。

本日、各委員のお席には、配付資料1の会議次第、配付資料2の座席表、配付資料3の札幌市景観審議会委員名簿、説明資料1の新さっぽろ駅周辺地区景観まちづくり指針(案)、参考資料1の参考資料編（新さっぽろ駅周辺地区景観まちづくり指針）、説明資料2-1の景観資源の保全・活用の状況について、説明資料2-2の景観重要建造物の指定候補について、参考資料2の指定候補の現況写真となっております。

以上でございますが、不足のものなどはございませんでしょうか。

なお、配付資料1の会議次第中の議事事項（2）景観重要建造物の指定候補については非公開にて審議いたしますので、説明資料2-1と2-2、参考資料2は傍聴席には配付しておりません。どうぞご了承ください。

それでは、議事事項に入りますが、その後の場内の写真撮影はご遠慮いただきますよう、よろしくお願いたします。

また、これ以降の進行につきましては小澤会長にお願いいたします。

それでは、小澤会長、よろしくお願いたします。

2. 議 事

議事事項（1）

○小澤会長 皆様、おはようございます。

本日も、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、早速、議事事項に移りたいと思います。

会議次第でございますように、本日は議事事項が2件用意されております。

まず、議事事項（１）新さっぽろ駅周辺地区景観まちづくり指針（案）についてでございます。

なお、今回の議事は事前説明となっております。景観まちづくり指針策定に当たっての意見聴取については、次回の審議会にて改めて行う予定でございます。

それでは、資料に沿いまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 皆様、おはようございます。

景観まちづくり担当係長をしております林と申します。

私から説明させていただきます。よろしく申し上げます。

今、小澤会長からご説明いただいたとおり、本日は事前説明ということで、条例に基づく意見聴取はまた年度内に改めてさせていただきたいと考えておりました。書類送付案内にも入れさせていただきましたが、本日は、内容や表現などについてご意見をいただければと考えております。

それでは、説明資料１の１ページをめくっていただきたいと思っております。

こちらは目次になりますが、この指針は目的と位置づけ、対象区域、目標・方針、景観形成の基準ということで、景観条例で指針に定めることができる項目を中心に構成しております。

続きまして、１ページ目の目的と位置づけの説明をいたします。

まず、目的ですが、新さっぽろ駅周辺地区は、札幌の都心部から東南東約１１キロメートルに位置しており、大規模な商業施設や公共施設が集積し、地下鉄・ＪＲ・バスネットワークなどが充実した交通結節点として高い利便性が保たれております。それから、札幌市の長期総合計画において副都心と位置づけられ、その後、厚別副都心開発基本計画に基づいた開発が行われてまいりました。

その結果、現在は、区役所・区民センター、商業施設、青少年科学館のような文教施設、医療施設、戸建て住宅、集合住宅といった多様な機能が集積し、多様な人が行き交う地区となっているのがこのエリアの特徴であると考えております。

さらに、地区の中には、地域コミュニティの核として、広場や野津幌川の緑豊かな空間などが点在しておりまして、お祭りやイベントなどが開催されるなど、個性とにぎわいを感じられるまち並みが現状で形成されております。

また、この地区は、札幌市のまちづくり戦略ビジョンにおいて地域交流拠点に位置づけられておりまして、２０１５年には、市営住宅の建て替えをきっかけに、新さっぽろ駅周辺のまちづくり計画が策定され、また、２０１８年にはその開発に関連する地区計画も策定されている状況です。

この指針は、これらの計画に基づいてまちが大きく変わる機会を捉えて、新さっぽろ駅周辺地区の地域特性に応じた魅力的な景観形成を図ることを目的としており、目次に示す項目を定めているものでございます。

続きまして、おめくりいただきまして、２ページ目の策定までの位置づけについてご説

明いたします。

この表にありますとおり、平成30年7月に第1回のワークショップを開催して以来、全部で5回のワークショップとまち歩き、そして、3回にわたる地区内や地区外の方々へのアンケートを通じて、地域の皆様と協働で内容を検討し、今回の素案作成に至っている状況になっております。

3ページ目には、本市の計画体系の中での位置づけを示してございます。本指針は、地域住民と事業者等、札幌市がその内容を共有して、これからの新さっぽろ駅周辺のまちづくりに生かしていくものでありまして、札幌市景観計画と札幌市景観条例に基づく指針として位置づけるものと考えております。

3ページの下に、関連計画等として上位計画の内容を示しております。

2015年に策定した新さっぽろ駅周辺地区まちづくり計画では、まちづくりの方針の踏まえるべき視点として、質の高い景観の形成を掲げておりまして、既存のまち並みと調和した質の高い魅力ある都市空間の形成を目指し、地区の活性化やにぎわいを創出する景観形成を誘導することを示しております。

また、2018年に作成した新さっぽろ駅周辺地区の地区計画でも同様のことを定めており、今回、行政から地域の方に声かけをして指針策定を行ってきた経過がございます。

続きまして、4ページ目をおめくりいただけますでしょうか。

こちらには、対象区域を示しております。

この指針の対象とするのは、図に示しております新さっぽろ駅を中心として、北側は国道12号、南側が南郷通、東西を野津幌川と厚別中央通に囲まれた赤線のエリアとしております。これも、ワークショップを通じて、地域の方々と、どこまでがいいかというイメージを話し合っ、このような形になったものでございます。

5ページ目には、この対象区域の特色を写真に掲示させていただいております。多様な機能が集積するまちとしての特色の中に、まちを彩る緑や活発な地域活動、人の営みがあることなど、これらによってまちににぎわいや安らぎが与えられていると認識しております。

1枚おめくりいただきまして、6ページ目には、景観まちづくり推進区域と景観誘導区域の説明書きを載せております。

景観まちづくり推進区域というのは、記載のとおり、この指針の目標・方針などをお住まいの地域の方や事業者と共有し、取組を段階的に進めていく区域と定めております。中でも、図の青色で示している範囲を景観誘導区域として、推進区域の中でも特に積極的に取組を進めていくべきエリアと位置づけております。ここの中では、景観誘導区域特有の基準を設けたり、届出対象行為を設定するなどの特徴づけをしております。

なお、この地区は、今回の景観誘導区域は2018年に策定された地区計画の範囲と同じ区域としております。

それでは、7ページ目の目標・方針の説明にまいります。

本指針の目標は、「多様な個性が際立ち、つながり、響きあう厚別副都心～住む人も来る人も心温まるまち～」ということで、第5回目のワークショップで皆様と議論した中で決まった表現になっております。

本文には、先ほどご説明した多様な機能が集積している副都心としての特徴と、交通結節点であり、多様な人が暮らし、訪れ、行き交うまちという特徴がありますので、それらを踏まえて、まち並みや緑、人の営みなどの多様な個性が響き合い、つながりを育むことで、まちの魅力をより高めるとともに、住む人や訪れる人など、誰にでも優しく安心して快適に過ごせるまちという目標として設定しています。

行政としても、このような目標が達成されることが、上位の計画に示している地区の活性化やにぎわいの創出につながっていくものと考えております。

続きまして、8ページには、この目標を実現するための五つの方針を定めております。上から順番に読み上げさせていただきますと、一つ目が「それぞれの街並みに一体感が生まれる景観まちづくり」、二つ目が「身近なみどりが、うるおい・やすらぎを感じさせる景観まちづくり」、三つ目が「おもてなしの拠点となる景観まちづくり」、四つ目が「明るく清潔感のある、安全・安心をはぐくむ景観まちづくり」、最後が「にぎわいと交流が生まれる景観まちづくり」となっております。

こちらは、主に第2回目のワークショップでのご意見や地域の方々にお願ひしたアンケート、ワークショップ参加者以外にお願ひしたアンケートに寄せられた意見や課題に基づいて、このような構成になりました。

紙面には書いていないですけれども、「建物やサインに統一感があるともっといい」「この通りには緑がちょっと足りないので、緑をもっと添えて統一感を出してイケたらいい」「商店街の夜間の景観が新さっぽろらしい」というようなご意見がありまして、それらを基に五つの方針を構成しております。また、最後に行っているアンケートでは、おおよそ8割の方がこの必要性について支持いただいております。

各方針の内容を簡単に触れていきたいと思います。

まず、「それぞれのまち並みに」から始まる一つ目の方針は、建物の色彩やしつらえを整えることにより、それぞれのまち並みに一体感が生まれ、地区の魅力をさらに高めていくまちづくりができるのではないかと踏まえております。

二つ目の「みどり」に関しましては、地区内に点在する緑の空間を保全して、おのおのが身近な場所を緑で演出することで、潤い・安らぎが感じられるまちづくりを目指していくという期待を込めています。

続いて、おもてなしの拠点に関しましては、内外から来るたくさんの人々を心地よく迎え入れることや、誰にでも分かりやすく、歩きたくなる空間づくりを目指しております。

四つ目の明るく清潔感のある安全・安心については、誰もが昼夜を問わずに心地よく過ごせるように、明るく清潔感があって、安全・安心なまちにしていきたいという期待を込めています。

最後のにぎわいと交流に関しましては、繰り返しになりますが、たくさんの方が訪れることを踏まえて、誰もが気軽に憩うことができる空間づくりを誘導することで、にぎわいや交流がより生まれる景観まちづくりを目指します。

続きまして、10ページの良好な景観の形成のための基準について説明いたします。

こちらは、さきに示した目標・方針を踏まえて、さらにその実現に向けた基準を定めていくもので、主に第4回の市民ワークショップで議論させていただいたものになっております。

こちらは、先ほど示した五つの方針とこれからお話しする五つの基準がおおよそ対になっているイメージで構成しております。

左下の基準の見方については、赤色が景観まちづくり推進区域として広く守っていただきたいと考えているもので、青色は、その中でも特に景観誘導区域として守っていただきたい基準としており、2段構えの構成になっております。

ここからは、時間の関係で、各基準の項目のみをざっと確認してまいりたいと思います。

まず、11ページ目は、建築物・工作物等に関する事項ということで、推進区域の一つ目として、建築物等は、まち並みの一体感に配慮した色彩・しつらえとなるように努めましょうということ掲げております。

それから、景観誘導区域に関する事項としましては、主に、店舗などを意識した形になっておりまして、建築物の1階部分は、屋内のにぎわいや気配が通りまでつながるように配慮しましょうということ基準を設けさせていただいております。

続きまして、12ページ目は、花・緑に関する事項の基準を設けております。

まず、推進区域では、建物周りの緑化に努めましょうということ、非常にあっさりしている基準にしております。景観誘導区域のほうは、周辺の花や緑との一体感を意識して緑化をしましょうとしております。それから、建築物のアプローチは緑でにぎわいを演出しましょうとしております。

こちら、こういう基準があったらいいというものをベースに議論をして、つくったものになっております。

続きまして、14ページ目は、広告物・案内サインに関する基準を設けております。これについては、先ほど、訪れた人が分かりやすいまちになるといいという方針がありました。

まず、推進区域は、広告物・案内サインは、周辺の景観に配慮した色彩とし、質の高いデザインになるように努めましょうということ掲げております。

それから、誘導区域のほうは、ユニバーサルデザインに配慮しましょうということ、複数の看板を設置したり多数の情報を掲出する場合は、できるだけその情報の集約を図りましょうということ、多様な人が訪れる特性を踏まえて、誰にでも分かりやすいデザインを心がけましょうということ、最後に、広告物を設置する際は、歩行空間の安全性に配慮した場所に設置しましょうという事柄を掲げさせていただいております。

続きまして、16ページには、夜間景観に関する事項を定めております。

推進区域は、夜間の歩行者等の安全性を向上させるため、屋外照明を可能な限り点灯するように努めましょうという基準になっております。

続きまして、景観誘導区域のほうは、店舗などでは、夜間のにぎわいや魅力的な空間の演出に配慮した照明計画や照明の点灯をしましょうということで協力を求めていく形にしております。

続きまして、最後の基準は、オープンスペースに関する事項を基準にしておりまして、推進区域では、建築物等のセットバックなどにより、ゆとりのある空間の創出に努めていきたいと思いますというのを掲げております。

誘導区域のほうは、敷地の通りに面する部分は、安らぎや憩いを感じられるようなしつらえにしましょうということ、新たな開発に伴い整備される地域のにぎわいの核となるような広場では、人の交流や滞留につながる空間づくりを行いたいというものを掲げております。

以上が基準の事項になります。

それから、19ページ目は、届出の届出の手続ということで、届出対象行為を定めております。

景観誘導区域については、景観計画区域における届出対象行為に加えて、下に示す行為に該当する場合も札幌市に届出をする形になっております。そちらがグレーの囲みの中にある「広告物に関する行為」で、表示面積が10平米を超える屋外広告物などの掲出、移転、または、その内容を変更しようとする場合としております。

それから、(2)の届出が除外となる行為については、通常管理行為や軽易な行為、非常災害のための必要な応急措置として行う行為などを定めております。

また、公共事業に関しましては、法や条例などの関係で対象行為とならないものがあるのですが、それらに関して、この指針を踏まえて協議、相談をしていただくこととしております。

(4)は、経過措置を記載しております。

(5)は、届出の流れを示しております。これは全市の届出の流れと一緒ですが、その行為に着手する30日前までに届出の申請を行い、事前協議はそれ以前に行っていただきたいこととしております。

最後に、21ページ目には、良好な景観の形成に資する活動について記載しております。

良好な景観を形成し魅力を高めていくためには、人の暮らしや営みの積み重ねの中で、地域の方々が主体的に取り組んでいくことが非常に大切です。このエリアには、これまでも意見交換会やアンケートに寄せられた意見などを基に、既に取り組んでいる活動があるのですが、ここでは、本指針の策定による景観形成に向けてこういうことに取り組んでいきたいというご意見を掲出させていただいております。

まず、おもてなしですが、マルシェやオープンカフェ、冬期のランタンやアイスクャンドルによる夜の景観の演出を続けていきたいというご意見がありました。

地域の環境整備といたしましては、清掃活動やベンチのペンキ塗り、補修などが挙げられております。

それから、景観学習といたしましては、景観に関わる勉強会や意見交換ができる場があればいいとか、まちの統一感を出していくためにまちの色やアイコン、エリア独特の花や木の種類などをみんなで決めてはどうかというご意見をいただいています。

以上で、新さっぽろ駅周辺地区の景観まちづくり指針の説明を終わらせていただきます。

○小澤会長 ご説明をありがとうございました。

確認ですけれども、我々が今いる立ち位置は、2ページの景観まちづくり指針（案）の内容の確定の手前のところという理解でよろしいですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） はい。

○小澤会長 ただいまから皆様のご意見をお聞きしたいと思いますが、本日頂く委員の皆様のご意見を反映し内容を確定させた後に、最終的に景観審議会の意見聴取となるのですが、それは次回という理解でよろしいですね。

○事務局（景観まちづくり担当係長） はい。

○小澤会長 皆様は、この（案）は初見だと思いますが、今日のご意見を頂くために約40分ほど用意しておりますので、この（案）の内容の確定に向けた参考とするために、いろいろなご意見、ご質問等を忌憚なくお願いしたいと思います。

なお、発言に当たりましては、議事録作成のためにマイクをご利用いただきますようお願いいたします。

何かございますでしょうか。

○東原委員 何点か気づいたことを申し上げたいのですが、その前に前提の確認をさせていただきたいと思います。

10ページから良好な景観の形成のための基準がありますが、この基準は、具体的に何に対して適用されるものなのか、何をしようとするときにこの基準に従わなければならないとするのか、それをまず先に明確にいただけますか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） ありがとうございます。

まず、建築物、工作物に関しましては、建物の新築はもちろん、建て替えや移転、壁面のデザインを替えるなど、何かを変更するときに守っていただけたらという基準になっておりますが、平素も意識して努めていただきたいと考えております。

また、花や緑は、特段何かを契機にということではなく、平常時から景観まちづくりの活動として取り組んでいただけたらと考えております。

○東原委員 ありがとうございます。

では、それを前提に何点か申し上げたいと思います。

5回のワークショップなどを重ねてこられたということで、地域の方たちの地域への愛情や思い入れにあふれた景観まちづくり指針（案）になっていると思われませんが、その反面、それが強いために、やや曖昧になっていたり、基準にそぐわなくなっている部分があ

るのではないかと思います。

具体的に曖昧と申し上げるのは、まず、前文からですけれども、1 ページ目の下から3 行目の「この地域らしさがはぐくまれ」とありますが、「この地域らしさ」というものは何なのかということが非常に曖昧です。この景観まちづくり指針は後々もずっと適用されて、まちづくりの中に生かされていくべきものだと思いますけれども、人々がその時々判断によって左右されることはできるだけ排除すべきではないかと思います。

それと同様のことが幾つかあるのですが、代表的なこととして申し上げると、「向こう三軒両隣という言葉」がここで適用されていたり、14 ページ目の広告物・案内サインのデザインのところですが、「質の高いデザイン」という言い方をされていますけれども、誰しも質が低いと思ってデザインを適用するわけではないので、この辺は見る人によって指摘されやすい曖昧な表現になっているのではないかと思います。

最後ですけれども、ユニバーサルデザインについては、いろいろな捉え方が既にあって、異論もある言葉遣いになっていますが、この場合は何を目的として使われたものなのか、それを明確にしていく必要があるのではないかと思います。

最後に、曖昧さとは違いますけれども、21 ページの良好な景観の形成に資する活動ですが、これを景観の形成に資する活動として示していますということですが、何を目的としてここに示すのかということが書かれていなければ、後々、景観まちづくり指針としての使われ方が曖昧になっていくのではないかと思います。

以上が曖昧さに関する具体事例です。

それから、本文とは全く影響がないことですが、何の写真なのかがよく分からなかったり、あまり適切ではないものが使われているので、完成までにもう少し見直しをしていかれるとかがかと思っています。

具体的に言いますと、7 ページ目の真ん中の夜景と思われる写真、それから、9 ページ目のおもてなしの拠点となる景観まちづくりのところですが、人がただ歩いているだけの写真です。それから、4 番の明るく清潔感のある安全・安心のところですが、夜のまち並みの写真ですが、これが何を言いたいのがよく分かりません。

そして、5 ページ目の右下のまちへの愛着という見出しの写真ですが、ホテルがシンボリックに写っているものを使っているのですが、これが果たして適切な写真なのかどうか。

その辺は、完成までにもう少しブラッシュアップする必要があるのではないかと思います。

○小澤会長 事務局よりお願いいたします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 東原委員、ご意見をありがとうございます。

簡単にお話しさせていただきます。

ほとんどがおっしゃるとおりと思って聞かせていただきました。

ちょっと補足いたしますと、1 ページ目の「地域らしさ」というところは、その前に書

いている多様な施設があったり、多様な人が訪れるというところをがさっと集約して表現しているのですが、直接つなげると確かに読み取りにくい部分がありますので、言葉を少し補足していきたいと思います。

それから、「向こう三軒両隣」や「質の高い」のイメージは、景観の協議などでよく使うワードではあるのですが、読む人によって幅が少し出てくる表現だと思います。表現を絶対的にこれと固定するのは難しいと思うのですけれども、幅があるならあるで例示する形にするなど、ばらつきがなるべく少なくなるように配慮の検討をしていきたいと思います。

それから、21ページ目ですが、何を目的にこの活動を示しているのかということですが、大変恐縮ですが、おっしゃるとおりです。

先ほど、今後、地域の人がこれらに取り組んでいこうという意思を示してくださったものを載せているという説明をさせていただいたのですが、文章からはなかなか読み取れないところがあります。ですので、今後はこういうことに取り組んでいきますとか、何のためにこれを示しているのかということや文章の中に補ってまいりたいと思います。

それから、写真に関しては、この地域の中でその基準や文章の内容に極力沿ったものがないかということで、まちを歩いて探した経緯などがあるのですけれども、おっしゃるとおり、結果的に、夜景の写真など、ちょっと潰れて見にくいところがありますので、こちらのほうも次の意見聴取のときまでに見直すように検討していきたいと思います。

どうもありがとうございます。

○小澤会長 私も、同様の感想を持っております。これは指針ですので、基準として、看板のようにある程度明確に示せるものと、先ほどの「向こう三軒両隣」のように何かイメージをかき立てて誘導していくものがあります。特に、最後の21ページの活動については、ここでは例を示しているだけですが、こういったいい例があるので、これをどんどん推進して行ってほしいという意味合いですね。

○事務局（景観まちづくり担当係長） そうです。

○小澤会長 指針としていろいろな表現の仕方があると思うので、そこをきっちり書き分けるといいのではないかと思います。そうすると、どうしてこういう言葉を使っているのかとか、こういう内容が載せられているのかという意図が読み手にはっきり伝わると思います。

ほかにはいかがでしょうか。

○石塚委員 この新さっぽろ地区は、副都心として景観上重要な場所ということで、札幌市が肝煎りで今回の指針をつくられたということですが、こういう指針が実効性を持つには、届出ときちんと連動していくことが重要ではないかという気がします。

先ほど、届出対象行為について、一般的に建築物の新築、改築等というお話がありましたけれども、実際には、この計画区域にすでに定められている届出対象行為と連動して、広告物の届出対象行為を上乗せしている構造だと思うのですけれども、景観計画に立ち戻

って見たときに、この地区で実際に適用される届出対象行為として何が対象になるのかということをもう一度ご説明いただけますでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） ありがとうございます。

計画の中で景観計画区域における対象行為と表現しているものにつきましては、延べ床面積が5,000平米を超える建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更などを行うときで、高さが10メートルを超えるものに限り、壁面の長さが50メートルを超える建物になります。今は一例を読み上げているのですが、主にその二つを全市の届出の対象としておりまして、それに加えて広告物を乗せるつくりになっております。

○石塚委員 景観計画区域と連動した構造物の高さの規定があると思うのですが、ここで言うと、31メートルを超えるものということになりますか。

○事務局（景観係長） 対象行為をもう少し補足させていただきたいので、皆様のお手元にご覧いただけます景観計画を見ていただきたいと思います。

まず、44ページですが、今回の平成29年の景観計画の見直しに当たっては、届出対象行為の範囲についての見直しを行っております。

見直し前の全市的な届出行為には、面積的に一律1万平米以上という条件を設定されていたのですが、44ページの②届出対象の見直しのところですが、建築物の都心及び拠点のところに、「多くの人々が集まる拠点等において、よりきめ細かい景観誘導を図るため、都市機能誘導区域内での延べ面積要件を引き下げ」とありまして、石塚委員がおっしゃるように、重点的なエリアについては、都市機能誘導区域として別に設定して、延べ面積要件を引き下げることにいたしました。それが、先ほど林が言った面積を5,000平米にしているものでございます。

景観計画の68ページをご覧くださいますと、林が言った数字的なものが表に具体的に出ております。届出対象規模の表の建築物の部分ですが、一番上にありますように、延べ面積が1万平米以上となっておりますが、括弧書きで、札幌市立地適正化計画の都市機能誘導区域内にあっては5,000平米となっております、対象規模を小さくしております。

この都市機能誘導区域については、70ページに地図が出ております。薄いオレンジ色になっているところが都市機能誘導区域の地域交流拠点で、対象規模を小さくして届出行為を求めており、このうちの一つが新さっぽろとなっております。

今回の指針のエリアの中で届出をお願いするのは、林の説明にもありまして、青い枠で囲ったエリアです。これは、地区計画で定められたエリアと同じところを設定しておりまして、面積が5,000平米以上のものになります。

また、高度地区ごとに対象行為がありますので、例えば、33メートル高度地区の指定がかかっているところは21メートルを超えるものが対象になります。また、商業地域など、それ以上の高さのエリアについては31メートルを超えるものが届出対象になっています。

○石塚委員 かなり大規模な建築物を対象に届出行為をしていただいて、それに対して、

この基準に合っているかどうかということで、必要なアドバイス、誘導をしていくことになると思います。今回は、それに加えて、広告物も届出の対象になっているということです。

しかし、新さっぽろの今の状況を考えたときに、景観誘導の対象となる大規模建築物以外の建築物が景観形成に占める意味が大きいのではないかという気がするのです。そこをきちんとフォローしなければ、全市的な大規模建築物の景観誘導と意味的には変わらなくなってしまわないかということが気になりました。

前回の景観プレアドバイスのご報告の中にもこの地区が対象として取り上げられて、いろいろな面でのアドバイスをかなりされていたということです。それは、大規模建築物の基準の中に乗り切らない部分があるいろいろなあって、それについては景観プレアドバイスできめ細かくお話をされたと記憶しています。

今回、せっかくこういう地区特有の指針をつくられるのであれば、計画プレアドバイスでお話しされた内容が基準として盛り込まれることが重要になるのではないかという気がしました。

もう一つ気になったのは、ここは戸建て住宅地と副都心の核的施設をつくる部分と、両方にまたがってエリアとして出されています。実際に届出が必要なのは地区計画の範囲となっていますけれども、基準は両方にまたがってかかっている状況になります。

そうしたときに、住宅地を対象とした基準の在り方と、副都心としてこの地区の顔をつくっていくという基準の考え方で大きく差があるのではないかと思うのです。それを一緒に指針の中の基準に表そうすると、例えば、まち並みをきちんとつくっていきましょうという景観のイメージ写真が戸建て住宅を対象とした写真になってしまっています。住宅地側から見るとそれでいいわけですがけれども、副都心の顔がカーポートつき戸建て住宅なのかと素朴に考えてしまいます。

ですから、本来は、住宅地エリアと顔をつくるエリアとをきちんと分けて、顔をつくるエリアは、景観プレアドバイスに述べられたようなまち並み形成のきめ細かい基準を落とし込んでいく作業をされるべきだったのではないかという感想を持ちました。

○小澤会長 事務局、いかがですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） ご意見をありがとうございます。

なかなか伝わりにくいところがあったら大変申し訳ないのですが、プレアドバイスでいただいた意見を反映できないかということは、策定の過程で内部で議論をしております。

例えば、G街区、I街区それぞれの事業者さんに出している通知書を見ると、外壁の色彩の選定や素材、明度、彩度などは周辺を見ながら配慮するとか、オープンスペースの使われ方、サインに統一感を持たせるといった指摘をプレアドバイスでしていただいております。その指摘を全て基準に落とし込んでいるわけではなく、市民の皆様から出た意見とすり合わせていく中で、盛り込めるものを極力意識して盛り込んだ状態になっている

と認識していたところですが。

それから、二つ目の住宅地と副都心の顔の部分の基準を一緒に定めるのは難しいのではないかというご意見については、おっしゃるとおり、工夫が少し必要になると思います。

○事務局（景観係長） 景観係長の永井です。

いただいたご意見はごもっともですが、一方で、地域の方々に集まっていただいてワークショップを進める中で、地域住民目線が多分に入っているところでもあります。

副都心の顔として事業者に言うべきことと地域住民が意識を共有してやっていこうということがはっきり分かれて、きれいに表現できていないところが確かにあると思います。我々としては、全市的な届出行為、プラスアルファ、地域住民と協働でつくった思いと一緒に受け止めて、対象行為については景観係のスタッフが協議していくという前提で、最大限行っていきたいと思っています。その表現としてごちゃまぜになっている感はどうしても否めないの、最終案にするまでの中で何かできることがないか、考えてみたいと思います。

○小澤会長 石塚委員、よろしいですか。

○石塚委員 今のことに关してですけれども、今までの景観まちづくり指針は、札幌駅前通を除けば住宅地域を対象にしたものが基本的に多かったわけです。そういうところから、地域住民の方々が景観面から自分たちのまちをもう一度見つめ直して、自分たちはこういうまちを目指していくということを緩やかに誘導していく、サポートしていくスタンスは結構だと思うのです。

このエリアに関してはそれとはまた別に、札幌の顔となる副都心をどのようにしていくのかという別の視点が必要ですので、策定プロセスの中で切り分けるべきだったのではないかという気がします。ですから、ボトムアップで住民が参加するまちづくり計画指針というよりも、札幌市が主導して景観重点地域にしていくスタンスが本来的ではなかったのかという感想を持ちました。

○小澤会長 石塚委員のご発言の中で気になっていたのですが、基本的には大規模のものは届出をしますが、それに当たらない建築行為などには、この指針が全く引っかからないのでしょうか、あるいは、小さな建築行為をされる方にも、こういった内容がちゃんと伝わるような仕組みはできているのですか。

届出は必要ない場合でも、この指針には従ってほしいわけです。その辺で、よい知恵といますか、何か工夫はお考えでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） ご指摘はもっとも思っているのですが、なかなか難しいところだと認識しております。基本的に、この指針や策定プロセスについては、最終的に確定した後で、我々のほうから地区内の事業者さんや戸建てにお住まいの方々などにお知らせという形で全戸に配布させていただいていますし、ホームページにも掲載いたします。しかし、そこで見ていただける方と見ていただけない方がいると思います。

それから、この景観まちづくり指針に关しましては、地域住民はこれを意識して基準を

守っていくように努めていく責務があるということを条例でうたっております。ですので、住民の方々に少しでもこれを知っていただいて、意識していただけるように取り組んでいただきたいと思います。

○事務局（景観係長） もう一つ言わせていただければ、地域の方々と指針の中身を共有していく中で、景観まちづくり指針の条例の中に、建築物や工作物などの基準を設けるほかに活動も位置づけることが、まさにこれまでの制度になかった特徴であります。そのため、21ページの6番の良好な景観の形成にする活動が盛り込まれているわけで、ちょっと難しいところですが、この指針で、これらの活動を通して地域の方々に景観を意識づけていただくことができれば良いと思っております。

先ほど、新さっぽろの大きな開発の話がちょっとありましたが、市営住宅の跡地がプロポーザル形式で売却されて、G街区、I街区と言われる大きな街区の再開発が進んでいるところですが、それらの事業の中で、エリアマネジメント組織なり活動を展開できないかということが今検討されております。

今、ワークショップの中でそういう話について情報共有をしながら進めておりまして、今後、エリアマネジメントの組織なりができていく中で、こういう活動が継続されていけばいいという思いをその中で共有させていただいているところです。そういうところから指針自体を共有していき、届出対象行為ではないけれども、こういう考えもあるということとで根づいていくことを願いながら定めている状況でございます。

お答えになっていない部分もありますが、以上です。

○小澤会長 承知しました。

それでは、ほかの委員の皆様からもご意見をお伺いしていきたいと思えます。

○欠委員 市民委員の欠です。

市民の代表の一人という意味から見ていったときに、この指針の策定の際に専門家の方の意見がどんどん入ってきてアドバイスいただくことはとても重要ですが、一番基本になるのは、やはり住民の考えであると思うのです。

アンケートを3回行ったそうですが、そのことに触れて住民たちの主な考えや意見、要望、あるいはこの指針に影響を与える意見をお聞きしたいと思っていたのですが、そこは説明の中にいろいろ入っておりましたので、その点はいいと感じました。

ちょっとお聞きしたいのですが、今、G街区とI街区の話や届出の対象の話などもありましたが、住民の人たちにとって、逆にこのようにしてほしくないとか、これをするときにはこういう制限が必要ではないかとか、ここの部分はそのままにしておいてほしいというような、何か制約になる意見や要望などがあつたかどうかをお聞きしておきたいと思えます。

○小澤会長 いかがでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） ご意見をありがとうございます。

全部がぱっと出てこないのですけれども、まず、色に関することがあります。11ペー

ジになりますが、今回の指針の建物に関する基準の中に景観色70色をできるだけ使って
いってくださいというものがあります。

それから、行く行くは活動の中で地域のカラーを決めていきたいというご意見があった
のですけれども、それについて、正式な表現は覚えていないのですが、色には人によって
好みもあるでしょうし、色をあまり絞ると画一的な景観になるのではないかという反対の
ご意見も議論の中にありました。

お答えになっているか分からないのですが、縛ることは逆にしないほうがいいのではな
いかという意見もありました。

○欠委員 私は、今の点についてなるほどと思ったのですが、それでは、どうしたらいい
だろうとも思いました。私も、こちらに入るときの面接の中で色彩に関わる景観色に触れ
た部分がありましたが、画一的になってはいけないとか、ある程度のカラーを決めたいと
いうことはなかなか難しいですね。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 色を定めて、まちの顔としての統一感を出してい
きたいという意見がはすごく多かったのですけれども、一方で、画一的になっていけない
ということも分かる話です。景観の協議などの中で、どういうふうに取り取りをして、ど
ういう色決めをさせていただくかという辺りについては、今後、長い目で関わっていくも
のと思えます。

○欠委員 分かりました。

私の中では結論が出てこないのですが、この辺りについての意見などを少し聞いていただ
ければいいと思えます。

○小澤会長 全く真っさらな状態においてこれからつくる場合と、ある程度出来上がって
いる状況においてこれからどうしていかうかと悩みながら、なかなか決め切れない場合が
あると思いますが、それに対して議論があったことが大事です。これはあくまでも指針で、
状況を見ながら今後改訂していくことも可能なわけです。その都度の意見をきっちり
と把握しておいて、将来的にある方向に行けることが見いだせれば、その内容をまた
反映し改訂することも考えられると思えます。

現状ではそこまで至っていなかったということですが、非常に貴重なご意見だと思いま
すし、重要な視点だと思っております。

○森委員 地域の皆さんのボトムアップの中で出来上がったことは、とても重要な視点だ
と私は思います。

ただ、一方で、石塚委員がおっしゃったように、景観としてつくっていく部分とボトム
アップで地域を盛り上げていく部分が一緒にあるのは、ここの場所ではどうなのかとい
う感想を私も同じように持ちました。

枠組みの点で1点と、提案という意味で1点述べさせていただきたいと思えます。

まず、6ページと景観計画の中の157ページですが、今回はオレンジ色の景観誘導区
域が地区計画と合致しているというお話を受けました。一方で、157ページの地域交流

拠点の枠組みと若干違うところがあります。

それから、地区計画で定められた部分は景観誘導区域として届出行為を設定し厳しくするということでした。地区計画でうたうこの地区はこんなまちを目指していくという文句はほとんど変わっていないとおっしゃっていましたが、プレアドライブ部会で出された内容を踏まえて、特に景観でできることを明確にされたほうがいいのではないかと思います。

また、経緯は分からないのですが、景観誘導区域が地域交流拠点から外れている部分があります。ここの地図で言うと東南の一角で右下の部分になりますが、ここは、例えば、5,000平米以上の延べ面積などの厳しめな基準の届出があったときは、一般的な景観まちづくり推進区域として対応すると思うのですけれども、その辺でそごがないようにしておいたほうがいいと思いました。

もう一つは提案ですが、副都心の顔としてつくる部分と戸建てのエリアとに違いがあるというお話がある中でそこを面としてぱっぱと取っているのですが、軸として緑をどうやってネットワークでつなげていくとか、川や大きな公園があるので、そういったものを組み合わせるといったほうがいいと思います。戸建て住宅の土地利用の部分と大規模建築物の土地利用の部分がぱんと分かれるのではなくて、この地域が同じテーマを持って景観を形成してきましょうという要素があれば、一緒にできるものがあると少し思いました。

○小澤会長 今、2点いただきましたけれども、いかがでしょうか。

○事務局（景観係長） ご指摘いただいた視点は、2点ともすごく大切だと思って聞いておりました。

まず、提案のお話ですけれども、まさにここのエリアらしさが出る部分を取り上げて、それを軸にして肉づけしていくイメージは、確かにあると思いました。駅のメインの通りや川も特徴になりますし、科学館公園など駅に大きな公園があるということも特徴なので、そういうところを地域として生かすまとめ方もあると思いました。

それから、景観誘導区域の枠組みについてですが、下の部分が欠けているところは、今、市営住宅が建っているところで、地区計画自体を定めるときの検討の中に、この辺りを入れる入れないという話があったと記憶しています。そういう意味で、G街区やI街区のように、将来にわたって公共が持つとは限らず、今は市が持っているので、エリア設定の中で、ここに多用途のものが続々と入っていく状況にはないということで抜けていった経緯があります。

今、その考えに合わせた形になってはいますが、今後の状況の変化によっては、地区計画も含めてエリアの設定なり指針を変える必要が出てくる可能性があると思っております。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 1点だけよろしいですか。

エリアでぱんと分断されるのではなく、軸がつながっていくというのは、本当におっしゃるとおりだと思いました。

ワークショップの中には、野津幌川沿いの緑と、駅中心の緑をつなげていきたいという

ご意見や、原始林通が駅から川に向かって伸びているのですけれども、その通りには緑がちょっと足りないというご意見もありました。そのようなことで、地域の方々は緑の連続性を望んでいらっしゃるのですが、今、指針には明確になっていないので、森委員がおっしゃったように、その辺を盛り込んでいけるように検討してみたいと思います。

ありがとうございます。

○小澤会長 ある意味、地区計画との補完関係があると思います。地区計画で十分でない内容は、こちらできっちりと補完していければと思います。全体としてのビジョンをきちりと示すにはその方法しかありませんので、そのように進めていただくのがいいのではないかと私も思います。

○事務局（景観係長） まさに、おっしゃるとおりだと思います。

○小澤会長 松田委員、お願いいたします。

○松田委員 まず、地域の方々とコミュニケーションを取りながら、このような資料をまとめていただいたことに敬意を表したいと思います。

また、条例で定められている意見聴取の前段にこういった場を設けていただいたのは、大変素晴らしいことだと思います。どうもありがとうございます。

それを踏まえた上で、より良いものとするために、より良い札幌となるためにということで、コメントと助言です。

数が増えていくとほかの地区とどうしても似たようなものになっていくと思うのですが、7ページの3の目標・方針がビジョンにあたり、次のページからが戦略、4ページからが戦術として落とし込まれていると思います。

特に、7ページのビジョンに当たる部分については、東原委員からの「曖昧ではないか」というお話や、石塚委員からも関連のお話が幾つかあったと思うのですが、私も、今後の札幌のまちづくりの中で新幹線が入ってくるなど、札幌駅への人口やにぎわいなどの集中はさらに進んでいくと思うのです。北海道、札幌らしくない超高密度の状況になるのではないかと危惧しているわけですが、そういう中で、新さっぽろは同じJR線につながっていて、地下鉄でもつながっています。

ここは、非常に重要な交通の結節点であり、まさに「札幌の副都心と位置づけられます」と書かれているわけですが、副都心の交通結節点としての新さっぽろを考えたときに、それを実現するための景観まちづくりや景観形成というものが明確に出ていないような気がします。しかし、ほかの地域と見比べてもそれほど違いがないように感じます。

先ほど、石塚委員から、「札幌市としてどうあるべきなのか、ということをもっと強く出してはどうか」というお話があったと思います。今後、札幌駅が超高密度になっていく中で、札幌市として今後の新しい副都心をどうしていくのだというところをもう少し出して、景観形成とつなげていったほうがいいのではないかと思います。そういったビジョンがその後の戦略、戦術のところに本当につながっているのか、もう少し考える必要があると思いました。

これは助言になりますが、具体的にどういうところを見直せばいいのかというと、先ほどのお話にも出て、プレアドバイスのときにも話題に出ていたのですけれども、ここは広場が重要なポイントになるところです。後ろのほうに広場のことが書かれていますが、ここは交通結節点で、その近くの広場の重要性がほかの地区計画よりもあると思います。

それから、（プレアドでは）交通施設が分かりにくいということで、案内誘導の部分について、ここは特に、「サイン計画を全体でもっと統一して、お年寄りや外国人でも分かるサイン計画をつくるべきではないか」という話がプレアドで出ていたと思います。

（プレアドで出ていた議題ではありませんが）そのほかに、大規模な医療機関が入るため、歩くことは健康に非常に関わるので、歩けるまちというのも大事なのではないかとか、教育機関がここにたくさん集積するので、景観学習を行うなど、こういったところはほかの地区と違った形でもう少し明確に出せるのではないかと思ったところです。

あとは確認ですけれども、4ページと6ページの対象地区ですが、国道や市道は対象エリアに入っているのか入っていないのか。それから、区役所が外れていますけれども、この指針のつくり方のルールとして、国や札幌市さんの公共施設はあえて入れない形にされているのですか。

公共施設は、非常に責務がありますし、実際に景観誘導に貢献できる施設ですが、例えば、先ほど緑の話が出ましたけれども、道路の街路樹というのは、道路を指定することによってできます。札幌市の景観計画の中で、これらの道路を景観重要道路に指定し直して、ここの地区計画と一緒にやっていくと、先ほどの軸線の話や原始林通なども入れていくことによって、実効性のあるものになると思います。これ（道路などを景観重要公共施設に指定すること）は強制力があって罰則が使えますので、これらの道路の指定することによってできるのではないかと思います。

特に区役所は、今後、建て替えがありますので、ルール上でそういうことができるのであれば、前庭などはいろいろなつくり方ができますから、ご検討いただければと思います。
○小澤会長 ありがとうございます。

時間が押していますので、ご返答をいただくより、優先してほかの委員の意見をお伺いしたいと思います。

○皆川委員 構成の關係に絞って何点か聞きしたいことと意見があります。

この指針には、目標があって、指針があって、基準があって、それぞれを別々に見ると分かりやすいのですが、一貫性が感じられないのです。例えば、私が事業者でここに入っていたときに、どうすればいいのかという感じがちょっとします。

具体的に1点聞きたいのですが、まず、多様な個性が際立ち、響き合う景観を目標とするということですが、多様な個性が際立ち、響き合う景観というのは、この後に示される五つの方針や基準のどこにひもづいていますか、それを教えてほしいのです。

多様な個性が際立ち、響き合うということイメージすると、バラエティー豊かで、カラフルで、にぎやかで楽しくて、もっと言うと雑多でというイメージが湧いてくるのです。

ところが、方針に行くと、一体感という言葉がまず一番に出てきます。先ほどの説明には統一感という言葉もありました。基準にいても一体感に配慮した色彩という言葉が頭に出てくるのです。これは、どっちにすればいいのかと思うのです。目標のほうの多様な個性が際立ち響き合うということを生かすのであれば、中をがらっと変えなければいけないし、中の一体感などを生かすのであれば、頭の目標を変えなければいけないので、そごがちょっとあるのではないかという気がします。

○渡部委員 細かい指針についてはとてもよいと思いますが、広告物の件で意見がありません。

19ページの申請に関して、申請には高さや面積が関係しますが、これらがクリアされていれば表示面のデザインや、広告の内容については特に問題にならない今の状態です。景観を損ねる要素の1つに広告物があげられるのは、その点にあるのではとっているので、何らかのルールや、ジャッジするシステムがあるといいと思います。

また、14ページの景観誘導区域に関する事項の③で、「多様な人が訪れる地域の特性を踏まえ、誰にでも分かりやすいデザインとしましょう」ということですが、分かりやすいだけではなく、移動しやすいということも大事だと思います。

それから、表示面に関しての解説に、情報を集約することで誰にでも分かりやすく、とあります。情報を集約するのは必要な事ですが、集約や表示のルールがないと、例えば企業のロゴのバランスや地の色などが1つに集約された時、かえってわかりにくくなる事があるように思います。

○小澤会長 幾つかのご質問、ご指摘をいただいたのですが、時間が押しておりますので、ご回答やお考えをメールなりで改めて配信していただくことは可能でしょうか。

○事務局（景観係長） 逆に、そのほうが丁寧に回答できると思うので、お許しいただけるのであれば、後段でいただいた部分については、メールで回答させていただければと思います。

○小澤会長 委員の皆様もそれでよろしければ、メールでのやり取りを継続し、最終的な確認の機会がもう一度ありますので、そこに向けての作業ということにさせていただきたいと思います。

まだご発言いただいていない委員の方々も、メール等で本件についての議論を継続させていただくということでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○小澤会長 それでは、メールで議論を継続するということにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、議事事項（2）の景観重要建造物の指定候補についてでございます。

なお、本件は、札幌市の良好な景観の形成に関する取扱要綱第23条第1項に基づき、

特定の個人または法人等の権利、利益に関わる事項を取り扱うこととなりますので、これ以降の審議は非公開としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○小澤会長 それでは、傍聴者の方はご退席願いたいと思います。

《議事事項2（非公開）》

3. 閉 会

○事務局（地域計画課長） 長時間にわたるご審議において、たくさんのご意見やアドバイスをいただき、大変ありがとうございました。

本日の審議会の内容につきましては、個人に関する情報などの非公開情報を除き、会議の議題、出席者氏名、発言者等を記載した議事録を作成し、メール等にて皆様にご確認をいただいた上でホームページ上に公開となります。また、委員の皆様には郵送させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

今回の審議会についてですが、年度内にもう一度予定しております。日程調整の上、改めてご案内させていただきますが、今後につきましても、新型コロナウイルス感染の状況によりましては、会議の中止や延期、開催内容の変更などが生じる場合がございます。委員の皆様におかれましては、これらに伴い何かとご協力いただくことにならうかと思いますが、引き続き、よろしくお願いたします。

それでは、以上をもちまして、令和2年度第2回札幌市景観審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上

令和2年度第2回景観審議会出席者

委員（11名出席）

石塚 雅明	株式会社石塚計画デザイン事務所 顧問
小澤 丈夫	北海道大学大学院工学研究院 教授
欠 政信	市民
片山 めぐみ	札幌市立大学デザイン学部 講師
窪田 映子	株式会社KITABA 常務取締役
早川 陽子	一般社団法人北海道建築士会 情報委員会 副委員長 (早川陽子設計室 主宰)
東原 幸生	札幌商工会議所 都市・交通委員会 副委員長 (交洋不動産株式会社 代表取締役社長)
松田 泰明	国立研究開発法人土木研究所 寒地土木研究所 地域景観チーム 上席研究員
皆川 智司	市民
森 朋子	札幌市立大学デザイン学部 准教授
渡部 純子	公益社団法人日本サインデザイン協会北海道地区 常任理事